

新内海ダム・県収用委

結審

県側「事業に合理性や公益性」 権側「疑問放置したまま工事」

県などが建設を進める新内海ダム(小豆島町)での強制収用補償額などを審理する県収用委員会(堀井茂会長)の第5回審理が20日、高松市番町1の県社会福祉総合センターで開かれ、結審した。早ければ7月上旬にも、収用範囲や補償額などを記した裁決書が地権者らに送付される。

【吉田卓矢】

7月上旬にも裁決書送付

審理では、県と地権者双方が意見陳述。県側は「09年2月に事業認定を受け、合理性や公益性が認められた」「今年度予算でも(国)から満額の事業費が内示された」などと事業の正当性を主張。その上で「説明会を開催し、理解を求めてきたが、一部地権者の同意が得られず、事業の推進に支障が生じる」として、早期の採決を求めた。

一方、地権者側は3人が意見陳述。代理人弁護士は「ダム計画案の基礎データなどへの疑問に対し、(県側が)何の回答も得ていない」とし、「疑問が放置されたまま工事が進んではいけない」と主張。地権者の山西克明さんは「本当に必要なダムなのか」と疑問を投げかけ、水源開発問題全国連絡会の遠藤保男・共同代表は「島松地裁で審理中の事業認定取り消し訴訟が確定するまで、採決を待つべきだ」と主張した。

四 國 衆 庁 閣

2010年(平成22年)4月21日(水曜日)

社 会

新内海ダム建設問題

県収用委が結審 7月にも裁決へ

県収用委員会は20日、高松市内で5回目の審理を開き、小豆島の新内海ダムの建設を推進する県側と事業に反対する地権者側の双方が意見陳述し、結審した。県収用委事務局によると、早ければ7月ごろに裁決が出る見通しとい

う。

この日、県の担当者は「洪水から地元住民を守るとともに、上水道及び農業用水を安定的に確保し、河川環境を保全するうえで必要不可欠な事業」と改めて主張した。これに対し、反対派の地権者は「(新内海ダムを作る)別当川以外の被害も含めた誤った被害実績に基づいて計画を進めている。利水でも(1997年の)吉田ダム稼働以降、

時間給水などの制限を受けたことはない」と改めて訴えた。

県用地対策室によると、新内海ダムの事業予定地は約15万5千平方メートル、このうち約97%は08年3月までに買収を終え、県収用委の議論の対象は15人の地権者が所有する計約5千平方メートル。

7月 2010 4/21 香川

県収用委が結審 7月までに裁決

内海ダム再開発事業 県などが進める内海ダム再開発事業で、未買収用地を強制収用する際の補償額などを決める県収用委員会(堀井茂会長)の第5回審理が20日、高松市番町の県社会福祉総合センターで開かれた。県側、地権者側の双方が最終意見を述べ、結審した。裁決は遅くとも7月には出る見通し。

意見陳述で県側は「住民の生命・財産を守り、水を安定的に確保するうえで必要不可欠な事業」と強調。「国の事業認定を受け事業

の合理性や公益性が認められ、予算も満額の事業費が内示された」として早期の裁決を求めた。

地権者側は3人が意見を表明。「事業認定取り消し訴訟の結論が出るまで裁決を待つべき」「治水・利水両面で必要ないダム。私たちの権利が法によって召し上げられるという不条理に怒りを禁じ得ない」などと訴えた。